

健感発第0409001号

平成16年4月9日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

先天性風しん症候群の発生防止について

感染症発生動向調査において、今年になって一部の地域（鹿児島県、群馬県、大分県、宮城県、埼玉県）において患者が数多く発生している状況にある。過去5年間には年間0～1例の発生件数であった先天性風しん症候群の患児が、今年3月7日の時点ですでに2件報告されている。また、日本産婦人科医会及び国立感染症研究所等には、産婦人科医から妊娠中の風しん罹患事例の相談が寄せられており、先天性風しん症候群患者の発生が懸念されている。

これから妊娠する予定のある女性であって風しん罹患歴又は風しんワクチン接種歴のないものは、予防接種を受けることにより先天性風しん症候群の発生を防止することができることから、既に「風しん予防接種の重要性の周知について」（平成15年11月18日付け健感発第1118001号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）により予防接種の重要性の周知を図ってきたところであるが、今年の風しんの流行状況等を踏まえ、改めて、適切な注意喚起及び情報提供等に当たられるようご指導方お願いする。